

議第176号

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立学校保育料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条中第3項を削り，第4項を第3項とし，第5項を第4項とする。

第2条第1項及び第6条中「，入園料」を削る。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

提案理由

幼稚園に入園した者について，入園料を徴収しないこととする必要がある
ので提案する。